

## 改正

平成17年3月30日要綱第33号

調布市後援等に関する取扱要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、市が行う後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 団体が開催する事業について、市の名義の使用を認めることにより支援することをいう。
- (2) 協賛 団体が開催する事業について、その趣旨に賛同し、協力することにより推奨することをいう。
- (3) 共催 団体と市とが共同で事業を開催することをいう。
- (4) 事業 市以外のものが企画し、実施しようとする展示会、講演会、記念式、大会等の行事又は催しをいう。
- (5) 配布物等 事業に関する案内、広告、パンフレット等をいう。

### 第3 対象団体

後援等の承認を受けることができる団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体の機関
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 文化・教育団体
- (4) 学術研究機関又は報道機関
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた公益的活動を行う団体

### 第4 申請

後援等の承認を受けようとする団体の代表者は、後援等承認申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、事業を開催する日の1月前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 定款、寄附行為その他の規約（第3第1号に掲げる団体を除く。）
- (2) 役員その他事業関係者の住所等を明らかにする書類
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書

### 第5 審査基準

市長は、第4の規定による申請が次の各号に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、後援等の承認をしてはならない。

- (1) 十分な事業の遂行能力があること。
- (2) 市の行政運営に関する一般方針に反しないものであること。
- (3) 事業の内容が学術及び文化の普及向上その他公共の福祉の増進に寄与する公益性の高いものであること。
- (4) 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治活動、宗教的活動又は営利を目的とした活動でないこと。
- (5) 開催又は開設の場所が、公衆衛生、災害防止等について、十分な設備及び措置が講じられていること。

### 第6 承認

市長は、第4の規定による申請があったときは、速やかに、その内容を第5に規定する基準に

基づき審査のうえ、承認の可否を決定し、後援等（承認・不承認）通知書（第2号様式）により、当該申請をした団体の代表者に通知するものとする。

- 2 後援等の際し、市長が団体に使用を承認する市の名義は、「調布市」とする。
- 3 市長は、第1項の規定による後援等の承認の際し、条件を付けることができる。

#### 第7 配布物等の事前審査

第6第1項の規定により後援等の承認を受けた者（以下「被承認者」という。）は、当該事業に係る配布物等を作成するときは、あらかじめその原稿を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### 第8 事業の変更承認等

被承認者は、事業の内容等を変更し、又は事業を中止しようとするときは、事業変更（中止）承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、事業変更（中止）承認（不承認）通知書（第4号様式）により当該申請をした被承認者に通知するものとする。

#### 第9 実績報告

被承認者は、当該事業が終了したときは、速やかに事業実績報告書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業内容報告書
- (2) 収支決算書

#### 第10 承認の取消し

市長は、被承認者が次の各号のいずれかに該当したときは、その承認を取り消すことができる。

- (1) 後援等の承認を辞退したとき。
  - (2) 偽りその他不正な手段により後援等の承認を受けたとき。
  - (3) 後援等の承認に付した条件に違反したとき。
  - (4) 後援等の承認の権利を他に譲渡し、又は貸与等したとき。
  - (5) 事業の実施に当たり、後援等にふさわしくない行為があったとき。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、後援等承認取消通知書（第6号様式）により、当該被承認者に通知するものとする。

#### 第11 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

##### 附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に後援等の承認を受けているものについては、この要綱の規定により承認されたものとみなす。

##### 附 則（平成17年3月30日要綱第33号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。